

表題部 (土地の表示)		調製	平成14年5月9日	不動産番号	0124000367131
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	小金井市東町四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
112番19	雑種地	41		112番17から分筆 〔昭和56年9月22日〕	
余白	宅地	41	64	②③昭和56年10月6日地目変更 〔昭和56年10月20日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月9日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和56年10月20日 第46039号	原因 昭和56年7月20日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番26号 持分5分の4 山田進 小金井市東町四丁目16番26号 5分の1 山田百子 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月9日
2	山田百子持分全部移転	平成30年4月27日 第28494号	原因 平成30年1月25日相続 所有者 東京都小金井市東町四丁目16番26号 持分5分の1 山田進
3	所有権移転	令和5年9月25日 第57915号	原因 令和5年7月17日相続 所有者 埼玉県蓮田市椿山二丁目7番12号 山田達也



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(東京法務局府中支局管轄)

令和6年5月24日

東京法務局渋谷出張所

登記官

松島晋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37897 (2/2)



表題部 (土地の表示)		調製	平成14年5月9日	不動産番号	0124000367116
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	小金井市東町四丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
112番1	畑	694		余白	
余白	余白	335		③112番1、同番4に分筆 〔昭和53年7月18日〕	
余白	雑種地	余白		②年月日不詳変更 〔昭和55年9月17日〕	
余白	余白	292		③112番1、同番16に分筆 〔昭和55年12月9日〕	
余白	余白	282		③錯誤 〔昭和56年3月16日〕	
余白	余白	82		③112番1、同番17、同番18に分筆 〔昭和56年3月16日〕	
余白	公衆用道路	余白		②昭和56年7月24日変更 〔昭和56年9月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年5月9日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権一部移転	昭和56年10月20日 第46040号	原因 昭和56年7月20日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番26号 持分25分の4 山田進 小金井市東町四丁目16番26号 25分の1 山田百子 順位5番の登記を移記
2	株式会社丸越持分一部移転	昭和57年5月26日 第26282号	原因 昭和57年5月24日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番26号 持分5分の1 文屋博安 順位6番の登記を移記
3	株式会社丸越持分一部移転	昭和57年6月25日 第31193号	原因 昭和56年12月25日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番27号 持分5分の1 大山寿子 順位7番の登記を移記
付記1号	3番登記名義人表示変更	平成13年5月11日	原因 平成12年9月1日住所移転

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37897 (1/2)

1/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第26543号	大山寿子の住所 新宿区高田馬場一丁目8番10-502号 順位7番付記1号の登記を移記
4	泉勝持分全部移転	平成3年6月11日 第19010号	原因 平成3年5月20日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番26号 持分100分の32 平田 昭 小金井市東町四丁目16番26号 100分の2 平田 治美 小金井市東町四丁目16番26号 100分の6 平田 聡 順位9番の登記を移記
5	大山寿子持分全部移転	平成13年5月11日 第26545号	原因 平成13年5月10日売買 共有者 小金井市東町四丁目16番27号 持分10分の1 木村 秀穂 小金井市東町四丁目16番27号 10分の1 木村 陽子 順位10番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年5月9日
6	木村秀穂、木村陽子持分全部移転	平成26年3月31日 第24757号	原因 平成26年3月31日売買 共有者 東京都杉並区宮前五丁目21番18号 ステラ宮前302 持分5分の1 森谷 美香
7	山田百子持分全部移転	平成30年4月27日 第28494号	原因 平成30年1月25日相続 共有者 東京都小金井市東町四丁目16番26号 持分25分の1 山田 進
8	山田進持分全部移転	令和5年9月25日 第57916号	原因 令和5年7月17日相続 共有者 埼玉県蓮田市椿山二丁目7番12号 持分5分の1 山田 達也

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	文屋博安持分根抵当権設定	平成1年3月16日 第7761号	原因 平成1年3月15日設定 極度額 金2,230万円 債権の範囲 保証委託取引 債務者 小金井市東町四丁目16番26号 文屋 博安

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37897 (1/2)

2/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			根抵当権者 千代田区九段南一丁目5番6号 昭和信用保証株式会社 共同担保 目録(ハ)第9480号 順位12番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成19年6月12日 第44377号	原因 平成8年6月28日合併 抵当権者 さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 りそな保証株式会社
2(あ)	平田昭、平田治美、平田聡持分抵当権設定	平成3年6月11日 第19011号	原因 平成3年5月27日保証委託契約による 求償債権平成3年6月10日設定 債権額 金1,000万円 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 杉並区荻窪三丁目30番23号 平田昭 抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(キ)第7463号 順位13番(あ)の登記を移記
2(イ)	平田昭、平田治美、平田聡持分抵当権設定	平成3年6月11日 第19011号	原因 平成3年5月27日保証委託契約による 求償債権平成3年6月10日設定 債権額 金1,000万円 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 杉並区荻窪三丁目30番23号 平田聡 抵当権者 千代田区内幸町一丁目2番1号 株式会社第一勧銀ハウジング・センター 共同担保 目録(キ)第7464号 順位13番(イ)の登記を移記
3	文屋博安持分抵当権設定	平成6年4月11日 第15022号	原因 平成6年3月18日保証委託契約に基づ く求償債権平成6年4月8日設定 債権額 金300万円 損害金 年14% 債務者 小金井市東町四丁目16番26号 文屋博安 抵当権者 千代田区丸の内一丁目5番1号 あさひ銀クレジット株式会社 共同担保 目録(ク)第5659号 順位15番の登記を移記
付記1号	3番抵当権移転	平成19年6月12日 第44425号	原因 平成8年6月28日合併 抵当権者 さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 りそな保証株式会社
4	2番(あ)抵当権抹消	平成13年7月2日 第38967号	原因 平成13年6月4日解除 順位16番の登記を移記
5	2番(イ)抵当権抹消	平成13年7月27日 第44369号	原因 平成13年7月27日解除 順位17番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月9日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37897 (1/2)

3/4

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
6	1番根抵当権抹消	平成25年8月2日 第63227号	原因 平成25年8月2日解除
7	3番抵当権抹消	平成25年9月12日 第73246号	原因 平成25年9月6日解除
8	文屋博安持分抵当権設定	平成25年10月2日 第78774号	原因 平成25年9月5日保証委託契約に基づく求償債権平成25年10月2日設定 債権額 金500万円 損害金 年14% (年365日の日割計算) 債務者 東京都小金井市東町四丁目16番26号 文屋博安 抵当権者 東京都立川市曙町二丁目38番5号 多摩保証株式会社 共同担保 目録(ウ)第5427号
9	8番抵当権抹消	令和5年3月31日 第20432号	原因 令和5年2月24日解除

人
o
o
o
o

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局府中支局管轄)

令和6年5月24日

東京法務局渋谷出張所

登記官

松島 晋

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K37897 (1/2)



4/4